

法務省九州地方更生保護委員会・保護観察所

更生保護ネットワーク

■法務省専門職員（人間科学）採用試験 保護観察区分

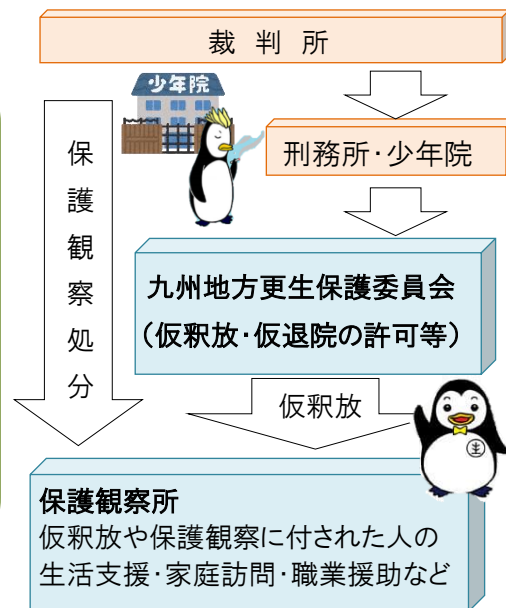
こんな仕事をしています

☆更生保護とは？

犯罪や非行をした人も、何らかの処分を受けた後は、地域社会で生活を続けます。更生保護とは、国が民間の人々と協力連携して犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できる(立ち直る)よう助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動です。

☆業務内容

- 地方更生保護委員会…全国8か所に置かれ(九州では福岡に本庁、沖縄に分室)、主として刑務所や少年院に収容されている人の仮釈放等に関する業務を行っています。
- 保護観察所…全国50か所に置かれ、更生保護および医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境調整、更生緊急保護、犯罪予防活動および精神保健観察等の業務を行っています。



採用されたら

採用後は、保護局や地方更生保護委員会、保護観察所などで法務事務官として一定期間行政事務に従事した後、保護観察官に任命されます。保護観察官は、社会内処遇の専門家として犯罪や非行をした人達の再犯・再非行を防ぎ、改善更生するために必要な指導・援助する業務に従事します。転勤は主に九州管内ですが、昇進していくにつれ範囲が広がります。勤務成績や実務経験に基づき、統括保護観察官、首席保護観察官、課長、所長へと昇進します。

採用実績

○当委員会における過去の採用実績は、次のとおりです。

- 令和 3年度 : 専門職4名、一般職(大卒)1名、一般職(高卒)0名
- 令和 4年度 : 専門職4名、一般職(大卒)1名、一般職(高卒)1名
- 令和 5年度 : 専門職4名、一般職(大卒)1名、一般職(高卒)1名

先輩からのメッセージ

私は犯罪のない社会を作る組織の一員として貢献したいと思い、保護観察官を志望しました。現在は法務事務官として事件関係書類の処理や、庶務・会計の業務に携わっております。保護観察官として働くのはまだ先ですが、職場の上司や先輩職員から得られる生きた知識や語られる経験談などは、新鮮で日々学ぶことばかりです。

社会情勢や犯罪の傾向によって、制度は変遷し更生保護に求められる内容も変わっていくと思います。しかし、その軸にある犯罪をした人や非行のある少年を再び社会へと繋ぐという役割は変わらない部分であり、その社会と人を繋ぐという役割こそが保護観察官としての大きな魅力だと思います。

少しでも保護観察官という仕事に興味を持った方は是非説明会や官庁訪問にお越しください。

(令和5年度採用 女性)

問い合わせ先

〒900-0022

那覇市樋川1-15-15 那覇第一合同庁舎 東棟7階
九州地方更生保護委員会那覇分室

☎098-853-2947

保護局 HP: <http://www.moj.go.jp/HOGO>



保護局 X



保護局 Instagram



九州地方更生
保護委員会 HP